

# 9月卒業申請書

申請日

年

月

日

法政大学総長 殿

私は、春学期末の時点で4カ年以上在学し、かつ、卒業所要単位を修得し、卒業の要件を満たしますので、以下の各項目を確認したうえで、\_\_\_\_\_年9月卒業を申請いたします。

1. 在学年数もしくは卒業所要単位の不足等のため、卒業の要件が満たされない場合、9月卒業は認められません。
2. 申請書の窓口提出をもって、9月卒業の申請は完了となります（不備がある場合や、卒業要件を満たしていない等、受理が出来ない場合にのみ、所属学部から連絡があります）。
3. 提出期間内に申請を行い、申請書が受理されたのちは申請の取り消しはできません。
4. 判定で9月卒業となった者が、卒業の取消を申し出ることはできません。
5. 9月卒業年度に、年間科目である教育実習は履修できません。  
また、前年度に教育実習を行い秋学期に休学した者が、今年度9月卒業した場合、教育実習の成績は付与されません。実習の事実は無効となります。

## <提出期間>

卒業を希望する年度の4月1日～5月末日まで[消印有効]

- ※ 5月末日が日曜・祝日等で窓口の閉室日の場合は、前閉室日まで（6月以降は受付できません）。
- ※ 期間内に申請書を提出しなかった者の9月卒業は認めません。

## <9月卒業申請者>

学部		学科	4年	組	学生証番号
フリガナ					
学生本人	氏名				

以上

## 参考（9月卒業関連）

### 【法政大学学則（抜粋）】

（学位の授与）

- 第49条 総長は、4カ年以上在学し、卒業所要単位を修得した者には、学士の学位を与え学位記を授与する。
- 2 前項の卒業の要件を充たした者の学位記授与は学年末に行う。但し、本人の申請により春学期末に行うことができる。
  - 3 前項の規定にかかわらず、秋学期に入学し、第1項の卒業の要件を充たした者の学位記授与は春学期末に行う。但し、本人の申請により秋学期末に行うことができる。  
…中略…
  - 6 前五項における卒業の確定日は、学年末は3月24日とし、春学期末は9月15日とする。

9月卒業申請後、承認されると9月15日付の卒業・修了見込関係証明書が発行可能となります。承認には本申請書提出から1か月ほどかかる場合がありますのでお待ちください。

## <事務使用欄>

電算処理日	教授会承認日	学部長
年 月 日	年 月 日	

主任	担当者	受付日
		年 月 日